

社会福祉法人一宇郷福祉会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一宇郷福祉会定款第23条の規程に基づき、役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員（以下「役員」という。）の職務執行の対価として支払われるものである。

(役員の勤務報酬)

第3条 役員の報酬は、各年度の総額が200,000円を超えない範囲とする。

2 定時評議員会終結後から翌年の定時評議員会までに開催された役員会（理事会等）のうち、過半数以上出席した役員に対し、年額10,000円の報酬を支払うことができる。

3 当該報酬以外に、理事会及び監事監査等に係る支出及び出張に係る日当の支出は、これを行わないものとする。

(出張旅費等)

第4条 役員が法人業務のため出張する場合は、旅費等を支給することができる。また、業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

2 旅費の支給は、次のとおりとする。

（1）公共交通機関を利用した場合の旅費は、実費とする。

（2）私用車を利用した場合の旅費は、1キロメートルあたり30円とし、走行距離に乗じて支払うものとする。

3 旅費は実情を考慮し、増額をすることができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

5 法人業務による出張に伴い宿泊をする場合は、1泊あたり8,000円を限度として、宿泊料の実費を支払う。また、宿泊料は実情を考慮し、増額をすることができる。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職

務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第6条 役員の法人職務証跡は、理事会または監事監査等の記録により、確認するものとする。

(改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、報酬支給に関する必要な事項は、評議員会において別に定める。

附 則

この規程は、評議員会の承認の日（平成29年6月20日）から施行する。